

平成27年度 県土整備委員会（所管事項説明）

平成27年 5月22日（金）

〔委員会の概要 企業局関係〕

井川委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時36分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、企業局関係の調査を行います。

この際、企業局関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（資料①）

【報告事項】なし

酒池企業局長

それでは、お手元の県土整備委員会資料につきまして、御説明申し上げます。3ページを御覧ください。

企業局におきましては、本局及び総合管理事務所で構成されており、本局につきましては、経営企画戦略課，電力課，工務課の3課体制となっております。

また、徳島市新蔵町に総合管理事務所がございます。

総合管理事務所につきましては、平成11年度に、保守管理業務の効率化等を目的として、現場事務所の一元化を図ったものでございます。

続きまして、企業局が経営しております4事業会計の概要説明を兼ねまして、まず、重点事業について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の25ページをお開きください。

最初に、（1）電気事業についてでございます。

発電につきましては、坂州，日野谷，川口及び勝浦の4水力発電所と，マリンピア沖洲及び和田島の2太陽光発電所で行っております。

水力発電所の最大出力につきましては、4発電所合計で8万7,400キロワットでございます。また、太陽光発電所の最大出力につきましては、2発電所合計で、4,000キロワットでございます。水力発電，太陽光発電ともに、発生電力を四国電力に一括して供給しております。

なお、水力発電に係る現行の電力需給契約につきまして、平成27年度末に終了いたしますので、本年度につきましては、改めて平成28年度以降の売電契約を結ぶ予定としております。

今年度の電力料収入としましては、水力発電では、昨年度と同額の、年間27億8,784万

円を、太陽光発電では、昨年度より 246 万 2,000 円減少の、 2 億 269 万 4,000 円を予定しております。

また、水力発電所につきましては、建設以来、相当の年数が経過しておりますので、将来にわたる発電機能を維持するため、計画的な修繕及び改良工事を行うこととしております。さらに、自然エネルギー活用の啓発を図り、県営発電事業への一層の理解を得るための諸設備の整備を行ってまいります。

次に26ページをお開きください。（2）工業用水道事業についてでございます。

まず、昭和43年に給水を開始いたしました吉野川北岸工業用水道につきましては、給水能力が、日量16万立方メートルでございます。22の事業所に対し、日量10万 5,820 立方メートルの工業用水を供給することといたしております。

次に、昭和45年に給水を開始いたしました阿南工業用水道につきましては、給水能力が日量9万 3,000 立方メートルでございます。11の事業所に対し、日量7万 5,600 立方メートルの工業用水を供給することといたしております。

今後とも、工業用水の安定した供給を図りますとともに、施設につきましては、巨大地震・老朽化対策に係る修繕及び改良工事を進めてまいります。

次に、27ページを御覧ください。（3）土地造成事業についてでございます。

内陸型工業団地であります西長峰工業団地につきましては、9万 2,734 平方メートルを売却し、2万 9,791 平方メートルを貸付けており、分譲用地全てにつき処分済みでございます。平成27年度以降、当工業団地の適切な維持管理を行ってまいります。

次に、28ページをお開きください。（4）駐車場事業についてでございます。昭和48年から、藍場町地下駐車場を、また、平成15年から、松茂駐車場を、それぞれ運営をいたしております。

平成18年度からは、利用者サービスの向上と、運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入いたしております。

今後とも、施設の適切な維持管理を行いますとともに、効率的な運営を図り、健全経営に努めてまいります。

続きまして、本年度の予算について御説明いたします。

恐れ入りますが、戻りまして7ページをお開きください。

企業局所管4事業会計の予算総括表でございます。

この内容につきましては、8ページ以降に内訳を記載いたしておりますので、順に御説明いたします。

8ページをお開きください。①電気事業会計についてでございます。平成27年度当初予算額のA欄を御覧ください。

1行目でございますが、事業収益としまして、四国電力株式会社への卸売電力料など、合計で、31億 1,862 万 1,000 円を計上いたしております。

次に、中ほどの行でございますが、事業費用としまして、人件費、修繕費、減価償却費など合計で、29億 1,951 万 1,000 円を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

7行目でございますが、収支差引きの当年度純利益につきましては、1億9,911万円を予定いたしております。

次に、その下の行でございますが、資本的収入といたしまして、病院事業会計等の他会計長期貸付金返還金と固定資産売却代との合計6億5,499万4,000円を計上いたしております。

下から5行目でございますが、資本的支出といたしまして、水力発電設備等に係る建設改良費と、工業用水道事業会計等に対する長期貸付金であります投資との合計、27億1,588万4,000円を計上いたしております。表の下、欄外でございますが、以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしております。

続きまして、10ページをお開きください。②工業用水道事業会計についてでございます。A欄を御覧ください。

1行目でございますが、事業収益といたしまして、水道料金収入など、合計で、11億8,293万2,000円を計上いたしております。

次に、9行目でございますが、事業費用といたしまして、人件費、修繕費、減価償却費など、合計で、10億8,563万2,000円を計上いたしております。

一番下の行でございますが、収支差引きの当年度純利益につきましては、9,730万円を予定いたしております。

11ページを御覧ください。1行目でございますが、資本的収入といたしまして、他会計長期借入金など、合計で、9億57万7,000円を計上いたしております。

上から6行目でございますが、資本的支出といたしまして、巨大地震・老朽化対策等に係る建設改良費、及び企業債償還金の合計で、12億7,987万9,000円を計上いたしております。表の下、欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補てんすることといたしております。

続きまして、12ページをお開きください。③土地造成事業会計についてでございます。A欄を御覧ください。

1行目でございますが、事業収益といたしまして、土地賃貸料など合計で、1,117万2,000円を計上いたしております。

次に、上から7行目でございますが、事業費用としまして、西長峰工業団地の維持管理に係る経費であります一般管理費など、合計で、151万7,000円を計上いたしております。

以上の結果、収支差引きの当年度純利益につきましては、中ほどの行でございますが、965万5,000円を予定しております。

次に、下から5行目、資本的収入といたしまして、港湾等整備事業特別会計及び病院事業会計からの他会計長期貸付金返還金、3億8,207万7,000円を計上いたしております。

なお、資本的支出につきましては、該当がございません。

続きまして、13ページをお願いします。④駐車場事業会計についてでございます。

A欄を御覧ください。

1行目でございますが、事業収益としまして、株式会社ティビィケイからの納付金であ

ります駐車場収益など、合計で、7,676万1,000円を計上いたしております。

次に、8行目でございますが、事業費用といたしまして、修繕費や減価償却費等の一般管理費など、合計で、6,719万4,000円を計上しております。

以上の結果、収支差引きの当年度純利益につきましては、中ほどの行でございますが、956万7,000円を予定いたしております。

次に、その下の行、資本的収入といたしまして、港湾等整備事業特別会計からの他会計長期貸付金返還金、6,700万円を計上いたしております。

下から7行目、資本的支出としまして、410万円の建設改良費を計上いたしております。

次に、継続費の状況についてでございますが、17ページをお開きください。坂州発電所大規模改良事業をはじめ、現在、施工中であります合計5事業につきまして、年度と総額を記載いたしております。

続きまして、21ページをお開きください。

債務負担行為の状況についてでございますが、長岸水管橋撤去事業工事請負契約をはじめ、合計3項目に係る、期間と限度額を記載いたしております。

最後に、各課所別の所管事務についてでございますが、31ページから39ページに記載のとおりとなっております。

以上が、企業局が所管いたしております事業の概要でございます。

なお、報告事項はございません。

今後とも、企業局経営につきまして、御指導、御支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、所管事務に関するもの及び特に緊急を要する案件にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員1人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件につきましては、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、企業局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時48分）